

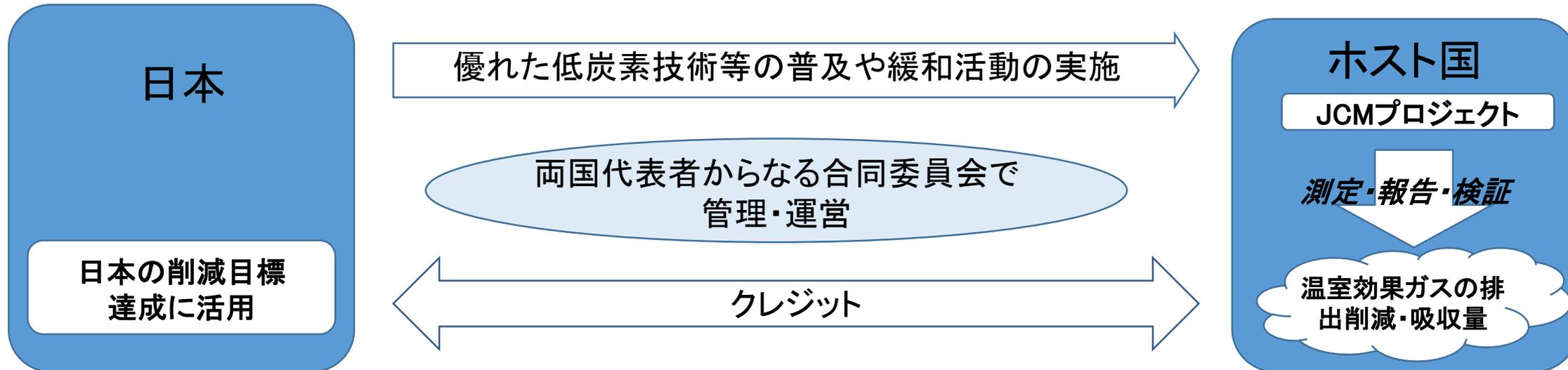
国際協力② (二国間クレジット)

平成28年11月11日

内閣官房行政改革推進本部事務局

説明資料

二国間クレジット制度 (JCM) について



- 途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本の温室効果ガス排出削減目標の達成に活用する。
- 現在、16か国(※)とJCMに関する合意文書に署名済。その他の国とも署名に向けた協議を行っており、パートナー国の増加に向けて取組中。
- また、JCMを推進するため、JCMプロジェクトの組成に係る支援及びJCMの手続きに係る支援を実施。

(※) モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ



太陽光発電 (パラオ)
太陽光パネル: 京セラ製



高効率エアコン (ベトナム)
エアコン: 三菱製

支援例

事業の概要

経済産業省事業

・二国間クレジット制度（JCM）に係る地球温暖化対策技術の普及等推進事業

二国間クレジット制度（JCM）の構築・運用や、優れた低炭素技術・製品等の普及に係る制度を整備することを目的に、排出削減プロジェクトの実施による温室効果ガス排出削減効果やその測定方法に関する調査・実証事業を実施。

【28年度予算額：24億円、29年度要求額：29億円】

・二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費

二国間クレジット制度（JCM）の円滑な運用や改善のため、二国間の合同委員会の運営、方法論の開発、JCM登録簿などの制度の基盤を構築するとともに、京都メカニズム等の国内外の類似制度の調査や相手国のニーズを踏まえた人材育成等の事業を実施。

【28年度予算額：5.8億円、29年度要求額：5.5億円】

環境省事業

・二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）

優れた低炭素技術等を活用したエネルギー起源CO₂の排出を削減するための設備・機器の導入に対して補助を行う。導入後、JCM登録及び測定・報告・検証（MRV）を実施し、発行クレジットの1/2以上を日本国政府の口座へ納入。

【28年度予算額：75億円、29年度要求額：85億円】

・二国間クレジット制度（JCM）基盤整備事業（制度構築・案件形成支援）

JCMの本格的な運用のための制度構築、JCMに関する国際的な理解の醸成、途上国における排出削減プロジェクトの組成支援、及びアジア等の途上国における都市間連携事業等を実施。

【28年度予算額：11.9億円、29年度要求額：18.9億円】

類似の調査を行っていないか

非効率な予算となっていないか

経済産業省と環境省の事業の対象

	経済産業省【29要求:29億円】 (地球温暖化対策技術の普及等推進事業)	環境省【29要求:85億円】 (資金支援事業(プロジェクト補助))
目的	実証リスクのある第1号案件組成を支援することで、 <u>2号以降のビジネスベースでの普及促進を図り、JCMクレジット取得拡大につなげる</u>	世界全体の温室効果ガス排出量の削減及びJCMクレジットの獲得と我が国の削減目標の達成に活用する
対象事業	<u>技術リスクのある低炭素技術・製品</u>	<u>技術が確立された低炭素技術・製品</u>
支援内容	設備の導入、試験運転、測定手法検討経費等	設備補助(補助率:上限1/2)
クレジット	<u>プロジェクト参加者(事業者)で配分を決定</u>	<u>政府がクレジットの1/2以上を取得(支援条件)</u>
削減コスト	<u>1,200円/tCO₂(H29の目標値)</u>	<u>5,000円/tCO₂(H42の目標値)</u>
採択例	<ul style="list-style-type: none"> ・離島向け薄膜太陽光発電 (シャープ インドネシア H25) ・国立病院の省エネ・環境改善 (三菱電機 ベトナム H25) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャカバリ太陽光発電 (シャープ インドネシア H27) ・コンビニエンスストア省エネ (ローソン インドネシア H25) ・コンビニエンスストア省エネ (ファミリーマート タイ H27)

クレジットと削減目標

- 京都議定書(第一約束期間)では、6%の削減目標の内数として、海外からのクレジット購入1.6%分をカウント。政府が約1億t分、民間企業も自らの負担で約2.9億t分のクレジットを購入済。
- パリ協定の日本の約束草案では、国内の排出削減・吸収量の確保によって26%の削減目標を達成することとしている。JCMクレジットを獲得した場合には、削減量として適切にカウントすることとしているが、具体的なカウント方法は今後の交渉に委ねられている。

	削減率	目標年	クレジットの扱い
京都議定書(第一約束期間)	△ 6%(1990年度比)	2008~2012年度(平均)	1.6%分
パリ協定 約束草案	△26%(2013年度比)	2030年度	未定(注)

(注)約束草案では、「毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO₂の排出削減・吸収量が見込まれる」としており、JCMクレジットを獲得した場合には、削減量として適切にカウントすることとしている。

論 点

- JCMクレジット取得のための施策を、経済産業省と環境省がそれぞれ異なるスタンスで実施しているが、非効率な予算となっていないか。また、成果目標はこれまでの取組の成果を踏まえた適切なものとなっているか。
- JCMクレジット獲得については、補助金に依存しない民間の自主的な取組みを促すべきではないか。
- 経済産業省及び環境省が実施する途上国での温室効果ガスの削減に向けた取組みについては、両省間で政策の実現に向けたアプローチ等を共有し、効率的・効果的な予算となるよう取り組むべきではないか。